

在宅陽圧呼吸療法指導管理料の見直し

在宅陽圧呼吸療法指導管理料の対象患者の見直し

- 質の高い在宅持続陽圧呼吸療法の提供を推進する観点から、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2について、**対象患者の無呼吸低呼吸指数の基準を引き下げる**とともに、**1日平均使用時間に係る要件を新設**する。

現行

- 【在宅陽圧呼吸療法指導管理料】
在宅陽圧呼吸療法指導管理料2 250点
〔算定要件〕
(1)・(2) (略)
(3) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の対象患者は、以下のいずれかの基準に該当する患者とする。
ア・イ (略)
ウ 以下の(イ)から(ハ)までの全ての基準に該当する患者。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、(ロ)の要件を満たせば対象患者となる。
(イ) 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が20以上
(ロ)・(ハ) (略)
(4)・(5) (略)
(新設)



改定後

- 【在宅陽圧呼吸療法指導管理料】
在宅陽圧呼吸療法指導管理料2 240点
〔算定要件〕
(1)・(2) (略)
(3) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の対象患者は、以下のいずれかの基準に該当する患者とする。
ア・イ (略)
ウ 以下の(イ)から(ハ)までの全ての基準に該当する患者。ただし、無呼吸低呼吸指数が30以上である患者については、(ロ)の要件を満たせば対象患者となる。
(イ) 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が15以上
(ロ)・(ハ) (略)
(4)・(5) (略)
(6) (3)のウの要件に該当する患者であって、CPAP療法を実施している睡眠時無呼吸症候群の診断が得られている入院中の患者以外の患者については、使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な機器を活用した上で、当該指導管理を実施する月の前月から数えて3月の間、すべての月で1月当たりの1日平均使用時間が1時間未満である場合には、当該指導管理料を算定しないこと。なお、この場合であっても、在宅療養指導管理材料加算は算定できる。

在宅陽圧呼吸療法指導管理料の見直し

持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算の新設

- 質の高い在宅持続陽圧呼吸療法の提供を推進する観点から、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2について、**使用時間等をモニタリング可能な体制を有し、適切な指導管理を行っている場合の評価として、持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算を新設**する。

現行

【在宅陽圧呼吸療法指導管理料】
在宅陽圧呼吸療法指導管理料2 250点
(新設)

[算定要件]
(1)~(6) (略)
(新設)

[施設基準]
(新設)



改定後

【在宅陽圧呼吸療法指導管理料】
在宅陽圧呼吸療法指導管理料2 **240点**
注2 2について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合は、持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算として15点を所定点数に加算する。

[算定要件]
(1)~(6) (略)
(7) 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算の算定に当たっては、該保険医療機関においてC P A P療法の指導管理を実施している入院中の患者以外の全ての患者について、使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等をモニタリングした上で、C P A P療法の1日平均使用時間を診療録に記載すること。

[施設基準]
(1) 当該保険医療機関においてC P A P療法の指導管理を実施している入院中の患者以外の全ての患者について、使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な機器を活用して、定期的なモニタリングを行っていること。
(2) 当該月の直近3月以内において、当該保険医療機関がC P A P療法の指導管理を行う入院中の患者以外の患者の延べ管理月数に占める、C P A P療法の1日使用時間が4時間以上の日が20日以上である管理月数の割合が4割以上であること。